

地域医療の確保に関する意見書

現在、自治体病院をはじめとする公立病院について、全国的に医師不足が顕著となっており、地域ごと・診療科ごとに解消していくことが喫緊の課題となっている。

医師・看護師等の不足により医療従事者への過重労働を招いているという現状が、医療を取り巻く環境の悪化にさらに拍車をかけている。また、診療科の偏在については、産科・小児科以外においても進行しており、救急医療体制に支障が出るなど深刻な社会問題となっている。このような中、総務省は、公立病院の経営効率化等を内容とする「公立病院改革ガイドライン」を示した。

しかし、公立病院の経営悪化の原因は、診療報酬のマイナス改定、さらには、地方での医師不足の深刻化、少子高齢化、過疎化、病院事業をめぐる社会環境の変化による影響が大きい。そのため、効率化ありきの経営改革のみを急げば、結果として、地域医療の崩壊を招くことになる。

よって、政府においては、地域住民にとってなくてはならない地域医療の確保のため、下記の事項について早急を実施するよう強く要望する。

記

- 1 医師不足の解消や偏在の是正を図るため、医師の計画的な育成、確保及び定着を目的とした実効性ある施策と財政措置を行うこと。
- 2 看護師等の確保のため、養成機関の充実や勤務条件の改善について適切な措置を講じるとともに、財政措置の充実を図ること。
- 3 地域住民誰もが、いつでも、どこでも必要な医療を受けることができるよう、公立病院等の存続について、国の責任で適切な財政支援策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成20年(2008年)3月28日

札幌市議会

(提出先) 内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣

(提出者) 民主党・市民連合、公明党、日本共産党、市民ネットワーク北海道、市政改革クラブ及び自民維新の会所属議員全員